

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスについて、全国的に新規感染者数が減少しているものの、感染が高齢者施設・事業所に持ち込まれると、集団感染となるおそれがあります。昨年度は 11 月下旬から高齢者施設等での感染が増加傾向となったため、今後特に十分な注意が必要となります。

高齢者施設等におかれては、感染拡大と施設内での集団感染を未然に防ぐため、基本的な感染予防対策はもちろん、下記の感染防止対策を職員、利用者含め施設等全体で、引き続き、気を緩めることなく、徹底していただきますようお願いいたします。

なお、下記 2(3)について、当通知に基づき面会を実施される場合は、通知の感染防止対策を徹底した上で、実施されるようお願いいたします。

記

1. 徹底していただきたい感染防止対策（これまでお願いしてきた事項）

- 在宅から高齢者施設への入所時（短期入所含む）及び病院を退院し高齢者施設への入所・利用時においても（病院から来たので大丈夫と思わず）、抗原簡易キットを活用し、検査の徹底をお願いします。また、定期的なショートステイ利用時においても、利用者の健康観察に留意するとともに、検査をお願いします。
- **新型コロナウイルスワクチン 2 回接種後も、感染及び発症、他人への感染事例が確認されているため（ワクチン 2 回接種済みで大丈夫と思わず）、ワクチンを決して過信せず、気を緩めずに、マスク・手洗い・手指消毒・換気等の基本的な感染予防対策を徹底してください。**（マスクをせずにサービスを提供した事例があった）
- 少しでも症状（発熱・咳・倦怠感・味覚異常など）があれば出勤せず、直ちにクリニックを受診してください。また、家族に発熱等の症状があれば、出勤を控えてください。

2. 厚生労働省等からの通知（URL 等参照）

(1) 県民の皆様へのお願い（令和 3 年 1 月 2 5 日）（和歌山県）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00207335.html>

(2) 感染防止対策の継続支援（介護サービス事業所等感染防止対策支援事業補助金）について（介護報酬の特例的な評価の 10 月以降の対応）

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/careref/01kaigodenetR3/R3.10/keizokushien.html>

(3) 社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について（令和 2 年 1 0 月 1 5 日付け事務連絡と今回の事務連絡との変更点）（令和 3 年 1 1 月 2 4 日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000858061.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000858062.pdf>

(4) 医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について（別添）（令和 3 年 1 1 月 2 4 日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000858255.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000858256.pdf>

(5) 社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について（Q&A）（令和3年11月15日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

県介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527（直通）